

佐世保市移住応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市への移住を促進し、活力あるまちづくりを推進するため、佐世保市に移住した者に対して、予算の範囲内において、佐世保市移住応援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 長崎県外に1年以上居住し、佐世保市に転入した者、若しくは、新卒移住応援助成金対象者のうち、佐世保市出身者で就学中住民票を大学近郊等に異動していない場合は、卒業後、生活の本拠地を佐世保市内に移した者をいう。ただし、転勤（会社等の佐世保市内への移転、規模拡大によるものやテレワーク従事者を除く。）や大学等への進学のために転入する者を除く。
- (2) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態である者をいう。
- (3) 転入 佐世保市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入の届出をすること、若しくは新卒移住応援助成金対象者のうち、佐世保市出身者で就学中住民票を大学近郊等に異動していない場合は、佐世保市の住民票に登録されており、かつ卒業後、生活の本拠地を佐世保市に移したことをいう。
- (4) 子育て世帯 転入日現在において、中学生以下の子どもを有している世帯をいう。
- (5) ひとり親家庭 子育て世帯のうち母親又は父親の片方いずれかと、その子とからなる世帯で、かつ「ひとり親家庭応援事業所」に勤務する者がいる家庭をいう。
- (6) ひとり親家庭応援事業所 佐世保市が「ひとり親家庭応援事業所」として指定する介護事業所をいう。

- (7) 賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 社宅、官舎、寮等、事業主から貸与を受けた住宅
 - ロ 会社名義その他居住者本人以外の者が借主（契約者）である住宅
 - ハ 3親等以内の親族が所有する住宅
 - ニ イからハまでのほか、市長が助成金の趣旨に合致しないと認める住宅
- (8) テレワーク従事者 市外に本店等を有する企業等に就業（正規雇用に限る。以下同じ。）し、佐世保市内において在宅勤務、モバイルワーク、施設利用型テレワークにより勤務する者をいう。
- (9) 新卒者 県外の高校、専門学校、短期大学、4年大学等（以下「大学等」という。）を卒業し、卒業から1年以内に佐世保市内の企業に初めて就業する者又は創業する者をいう。ただし、卒業後市外企業に就業等していた者を除く。

（助成金の種類）

第3条 助成金の種類と内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 移住就業支援助成金 佐世保市へ移住し、かつ就業する者に対して、その引越しに係る経費の一部に対し交付するもの
- (2) 賃貸住宅入居支援助成金 佐世保市に移住し、市内の賃貸住宅に居住した者に対して、賃貸家賃の一部に対し交付するもの
- (3) 子育て世帯移住応援助成金 佐世保市へ移住し、かつ就業する子育て世帯に対し交付するもの
- (4) 新卒移住応援助成金 長崎県外の大学等を卒業し、佐世保市へ移住し、かつ市内企業等で就労する新卒者に対し交付するもの

（助成対象者）

第4条 助成金の助成対象者は、第1号に定める基本要件を全て満たし、かつ、第2号に定める個別要件のうち申請する助成金の区分に応じた要件を満たす者とする。

(1) 基本要件

- イ 第2条第1号の規定による移住者であること。
- ロ 西九州させぼ広域都市圏サポーターに登録していること。
- ハ 世帯員に市町村税を滞納している者がいないこと。
- ニ 世帯員に、佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条

第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

ホ 転入後、やむを得ないと認められる場合を除き、その属する世帯が町内会に加入していること。

へ 佐世保市への転入後、市内に5年以上定住する意思を有すること。

ト 世帯主又は世帯主の配偶者が公務員（特別職を含む。以下同じ。）でないこと（一時的に別世帯の場合も含む。）。

チ 職権による定住調査に同意していること。

リ 助成金と趣旨を同じくする他の公的な補助金等又は生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による支援金等を受けていないこと。

(2) 個別要件

イ 移住就業支援助成金 世帯員のうち1人以上が、市内において就業（正規雇用）若しくは起業等している者で、別表1に定める要件を満たすものであること。

ロ 賃貸住宅入居支援助成金 佐世保市内の賃貸住宅（公営住宅を含む。）に入居すること。

ハ 子育て世帯移住応援助成金 世帯員のうち1人以上が、市内において就業（正規雇用）若しくは起業等している者で、別表1に定める要件を満たすものであること。なお、ひとり親家庭に対する助成金の対象者は、ひとり親家庭応援事業所（介護事業所）に就労する者で、佐世保市に転入後、市内において5年以上就業等する意思を有すること。

ニ 新卒移住応援助成金

(i) 新卒者が市内において就業（正規雇用）若しくは起業等している者であって、別表1に定める要件を満たすものであること。

(ii) 佐世保市への転入後、市内において5年以上就業等する意思を有すること。

(iii) 新卒者又は新卒者の配偶者が公務員でないこと。（一時的に別世帯の場合も含む。）

（助成金の額等）

第5条 助成金は、1世帯に1回限り交付するものとする。

2 助成金の額は、次の各号の助成金の区分に応じて、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 移住就業支援助成金 助成金の対象者に対し別表2の区分に応じた額
- (2) 賃貸住宅入居支援助成金 助成金の対象者に対し4万円を支給する。ただし、宇久島、寺島、黒島又は高島に移住した世帯に対する助成金の額は、6万円とする。

- (3) 子育て世帯移住応援助成金 子育て世帯移住助成金、子育て世帯賃貸住宅家賃補助金及びひとり親家庭賃貸住宅家賃補助金に区分し、それぞれ次に定める額とする。なお、子育て世帯賃貸住宅家賃補助金及びひとり親家庭賃貸住宅家賃補助金は、併用して利用することはできないものとする。

イ 子育て世帯移住助成金 助成金の対象者に対し、10万円を支給する。ただし、宇久島、寺島、黒島又は高島に移住した世帯に対する助成金の額は、13万円とする。

ロ 子育て世帯賃貸住宅家賃補助金 助成金の対象者に対し、6万円を支給する。

ハ ひとり親家庭賃貸住宅家賃補助金 助成金の対象者に対し、24万円を支給する。

- (4) 新卒移住応援助成金 新卒移住助成金及び新卒賃貸住宅家賃補助金に区分し、それぞれ次に定める額とする。

イ 新卒移住助成金 助成金の対象者に対し、7万円を支給する。

ただし、宇久島、寺島、黒島又は高島に移住した者に対する助成金の額は、10万円とする。

ロ 新卒賃貸住宅家賃補助金 助成金の対象者に対し、6万円を支給する。

3 子育て世帯移住応援助成金、新卒移住応援助成金は、移住就業支援助成金と併用して利用することはできないものとする。

(資格選定申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、転入日前3か月以内に、佐世保市移住応援助成金交付申請資格選定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員が長崎県外に1年以上居住していることを証する書類(新卒移住応援助成金対象者のうち、佐世保市出身者で就学中住民票を大学近郊等に異動していない場合は、佐世保市の住民票)

(2) 世帯全員が市町村税を滞納していないことを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(資格選定通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、申請内容等の審査を行い、選定の結果を、佐世保市移住応援助成金交付申請資格選定（不選定）通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の規定による交付申請資格選定通知を受けた者（以下「資格選定者」という。）で、助成金の交付を受けようとする者は、佐世保市移住応援助成金交付申請書（様式第3号）に保証人連署のうえ、佐世保市に転入後6か月以内に、次に掲げる書類及び第2項に定める個別書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 町内会加入証明書（様式第13号）

(2) 佐世保市へ転入後の世帯全員の住民票

(3) その他市長が必要と認める書類

2 個別添付書類

(1) 移住就業支援助成金 別表1に規定する就業関係提出書類

(2) 賃貸住宅入居支援助成金 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(3) 子育て世帯移住応援助成金 子育て世帯賃貸住宅家賃補助金又はひとり親家庭賃貸住宅家賃補助金の交付を申請する場合に限り、賃貸借契約書の写し

(4) 新卒移住応援助成金

イ 別表1に規定する就業関係提出書類

ロ 賃貸借契約書の写し（新卒賃貸住宅家賃補助金を申請する場合）

ハ 長崎県外の大学等を卒業していることを証する書類（卒業証明）

ニ その他市長が必要と認める書類

3 資格選定者が前項に規定する時期に交付申請書を提出しないときは、当該選定は効力を失うものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、助成金の交付の可否について決定し、佐世保市移住応援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた者は、申し込み、若しくは申請した内容に変更があるとき又はこれを取下げようとするときは、あらかじめ佐世保市移住応援助成金変更(取下)申請書(様式第5号)に必要な書類を添付のうえ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更又は取下げの申請があったときは、その申請内容を審査し、佐世保市移住応援助成金変更(取下)決定通知書(様式第6号)により、変更申請をした者に通知するものとする。

(請求)

第11条 助成金の交付決定を受けた者は、佐世保市移住応援助成金交付請求書(様式第7号)を市長に提出し、助成金の請求を行うものとする。

(状況報告)

第12条 ひとり親家庭賃貸住宅家賃補助金及び新卒移住応援助成金受給者は、交付申請日から1年を経過する日の翌日から起算して30日以内に就業証明書を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 助成金の申請に関し、偽りその他不正な行為があった場合は、全額返還。
- (2) 転入日から1年を経過する日までに佐世保市から転出した場合は、半額返還。
- (3) ひとり親家庭賃貸住宅家賃補助金受給者の場合は、交付申請日から1年を経過する日までに要件を満たす職を辞した場合は、半額返還。
- (4) 新卒移住応援助成金受給者の場合は、交付申請日から1年を経過する日までに要件を満たす職を辞した場合は、半額返還。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に従前の「佐世保市移住就業支援助成金交付要綱」

「佐世保市子育て世帯移住応援助成金交付要綱」「佐世保市新卒移住応援助成金交付要綱」「佐世保市賃貸住宅入居支援助成金交付要綱」の規定により内定通知を受けている者の助成金の交付決定については、この要綱の例による。

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第4条・第8条関係）

区分	要件	就業関係提出書類
企業等就職	市内に本・支店、事業所等を有する企業等に就職し、市内で就業している者（正規雇用）、又はテレワーク従事者（新卒移住応援助成金除く）	・企業による就業証明書（様式第8号）
創業	創業し、市内に事業所等を有する者で、佐世保市創業支援ネットワークによる「認定特定創業支援」を受け、又は受けていた者	・開業届の写し（税務署） ・認定特定創業支援終了証明書 ・認定特定創業支援カルテの写し
農業・畜産業就業	市内で就農している者	・農業委員による就農証明書（様式第9号）
水産業就業	市内で就漁している者	・漁協による水産業就業証明書（様式第10号）
林業就業	市内で森林組合職員になった者	・森林組合による林業就業証明書（様式第11号）
離島就業	離島において定住し、就業している者	・離島区域内の事業所等からの離島就業証明書（様式第12号） ・離島区域内における開業届の写し（税務署）

備考 「正規雇用」とは、雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、賞与、退職金、諸手当等において、就業規則等で定める通常の職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。

別表 2 (第 5 条関係)

区分	助成額 (世帯人員による)
日本国外又は北海道、東北地方 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県) 若しくは関東地方 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県) から移住する場合	1 人の場合 15,000 円 (離島移住の場合 20,000 円) 2 人の場合 30,000 円 (離島移住の場合 40,000 円) 3 人の場合 45,000 円 (離島移住の場合 60,000 円) 4 人以上の場合 60,000 円 (離島移住の場合 80,000 円)
中部地方 (新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県及び愛知県)、近畿地方 (大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、三重県、滋賀県及び和歌山県)、中国地方 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県) 又は四国地方 (徳島県、香川県、愛媛県及び高知県) から移住する場合	1 人の場合 15,000 円 (離島移住の場合 20,000 円) 2 人の場合 30,000 円 (離島移住の場合 40,000 円) 3 人の場合 40,000 円 (離島移住の場合 55,000 円) 4 人以上の場合 50,000 円 (離島移住の場合 70,000 円)
九州地方 (福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県) 又は沖縄県から移住する場合	1 人の場合 10,000 円 (離島移住の場合 15,000 円) 2 人の場合 15,000 円 (離島移住の場合 25,000 円) 3 人の場合 20,000 円 (離島移住の場合 35,000 円) 4 人以上の場合 25,000 円 (離島移住の場合 45,000 円)

※離島とは、宇久島、寺島、黒島又は高島をいう。